

魚津市告示第29号

魚津市桑山スポーツ賞表彰要綱を次のように定める。

令和6年3月1日

魚津市長 村椿 晃

魚津市桑山スポーツ賞表彰要綱

(目的)

第1条 この要綱は、スポーツ競技において優秀な成績を挙げる等、魚津市のスポーツの向上と振興に関し特に功績顕著な者を表彰する、魚津市桑山スポーツ賞表彰について、必要な事項を定めるものとする。

(表彰の範囲)

第2条 市長は、次の各号に該当する団体又は個人を表彰する。

(1) 国際大会、全国大会、北信越大会、県大会その他これらに準ずる大会において優れた成果を収めたもの

(2) 前号のスポーツ競技会において記録を更新したもの

(3) 前2号に掲げるものと同等の業績のあったと認められるもの

(4) 前3号に掲げるものへの指導に特に貢献のあったと認められるもの

(表彰の方法)

第3条 表彰は、表彰状及び記念品を授与して行う。

(受賞回数の制限)

第4条 この表彰を受賞できる回数は、原則として1回限りとする。ただし、高校生以下の者で構成される団体にあつては、受賞後3年を経過後、再度受賞することができるものとする。

(追賞)

第5条 第2条各号に掲げる個人が、表彰前に死亡したときは、表彰状及び記念品をその遺族に授与して追賞する。

(表彰の期日)

第6条 この表彰は、毎年2月末までに行うものとする。

(公表)

第7条 市長は、表彰したときは、市広報に掲載して公表する。

(細則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、この表彰に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

新規制定案	現行
<p>(目的)</p> <p>第1条 この要綱は、スポーツ競技において優秀な成績を挙げる等、魚津市のスポーツの向上と振興に関し特に功績顕著な者を表彰する、魚津市桑山スポーツ賞表彰について、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(表彰の範囲)</p> <p>第2条 市長は、次の各号に該当する団体又は個人を表彰する。</p> <p>(1) 国際大会、全国大会、北信越大会、県大会<u>その他これらに準ずる大会</u>において優れた成果を収めたもの</p> <p>(2) 前号のスポーツ競技会において記録を更新したもの</p> <p>(3) 前2号に掲げるものと同等の業績のあったと認められるもの</p> <p>(4) 前3号に掲げるものへの指導に特に貢献のあったと認められるもの</p> <p>(表彰の方法)</p> <p>第3条 表彰は、表彰状及び記念品を授与して行う。</p> <p>(受賞回数の制限)</p> <p>第4条 この表彰を受賞できる回数は、原則として1回限りとする。ただし、<u>高校生以下の者で構成される団体にあつては、受賞後3年を経過後、再度受賞することができるものとする。</u></p> <p>(追賞)</p> <p>第5条 第2条各号に掲げる個人が、表彰前に死亡したときは、表彰状及び記念品をその遺族に授与して追賞する。</p> <p>(表彰の期日)</p> <p>第6条 この表彰は、毎年2月末までに行うものとする。</p> <p>(公表)</p> <p>第7条 市長は、表彰したときは、市広報に掲載して公表する。</p> <p>(細則)</p> <p>第8条 この要綱に定めるもののほか、この表彰に関し必要な事項は、市長が別に定める。</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この規定は、スポーツ競技において優秀な成績を挙げるなど、魚津市のスポーツの向上と振興に関し特に功績顕著な者（以下「スポーツ功労者」という。）の表彰について、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(表彰の範囲)</p> <p>第2条 市長は、次の各号に該当する団体または、個人を表彰する。</p> <p>(1) 国際大会、全国大会、北信越大会、県大会、<u>またはこれに準ずる大会</u>において優れた成果を収めたもの。</p> <p>(2) 前号のスポーツ協議会において記録を更新したもの。</p> <p>(3) <u>その他、前号に掲げる者と同等の業績のあったもの。</u></p> <p>(4) 前3号に掲げる者の指導に特に貢献のあったと認められるもの。</p> <p>(表彰の方法)</p> <p>第3条 表彰は、表彰状及び記念品を授与して行う。<u>ただし、この表彰は1回限りとする。</u></p> <p>(追賞)</p> <p>第4条 <u>表彰されるべき者が、表彰前に死亡した時は、表彰状および記念品をその遺族に授与して追賞する。</u></p> <p>(公表)</p> <p>第5条 <u>市長は、第2条に定める者を表彰した時は、市広報に掲載して公表する。</u></p> <p>(表彰の期日)</p> <p>第6条 <u>この表彰は、12月までに行うものとする。</u></p> <p>(細則)</p> <p>第7条 <u>この規定に定めるものを除くほか表彰に関し必要な事項は別に市長が定める。</u></p>